

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7523)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	取引の適正化に関する指導・情報の提供・勧告・公表
関連する 他局の名称	—
概 要	消費者との取引に関し、不当な行為として指定している取引を行い、又は、与信契約等の締結の勧誘若しくは締結又は債務の履行に関し、条例に規定する不当な行為を行っている事業者に対して、調査を行い、被害の発生・拡大を防止するために必要な場合は、当該行為の内容、事業者の名称等、必要な事項に係る情報を消費者に提供し、是正するために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。事業者がこれに従わないときは、事業者の名称等、必要な事項を公表する。
根拠となる要綱等	消費者保護条例 第18条、第18条の2、第18条の3、第18条の4、第32条（昭和51年4月1日条例第32号） (https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf) 消費者保護条例に基づく不当な取引行為の指定（平成2年7月1日告示第472号） (https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/1015.pdf)
行政指導指針	消費者との取引に関し、不当な行為として指定している取引を行い、又は、与信契約等の締結の勧誘若しくは締結又は債務の履行に関し、条例に規定する不当な行為を行っている事業者に対して、是正するために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。 事業者がこれに従わないときは、事業者の名称等、必要な事項を公表する。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf
備考	